# 米沢藩上杉家家中「島津家文書」について

## -当館収蔵の埼玉県外関係文書の紹介-

### 中 村 亮 佑

### はじめに

定められている『。管理』を行い、教育や学術研究などに活用するために、条例によってついての歴史的価値のある文書及び記録』など「文書」の「収集及び埼玉県立文書館(以下、「当館」と略記する)の設置は、「郷土に

集但馬国豊岡藩「旧下村家文書」などがある。 書群も収蔵している。著名な文書群を挙げると、長門国萩藩毛利家家書群も収蔵している。著名な文書群を挙げると、長門国萩藩毛利家家当が、埼玉県に関するものであるが、埼玉県以外の都道府県に関する文当館はこの条例に基づいて様々な史料を収集しており、古文書は三当館はこの条例に基づいて様々な史料を収集しており、古文書は三

文書」を本稿では取り上げて考察してみたい。取り扱うことは不可能であるため、出羽国米沢藩上杉家家中「島津家敢り扱うことは不可能であるため、出羽国米沢藩上杉家家中「島津家着目してみたいと思う。しかし、すべての埼玉県外の文書群を一度にそこで本稿では、これらの埼玉県以外の都道府県に関する文書群に

くみ、信濃国上水内郡長沼(長野市)を本拠とした一族である。天文上杉家家中の島津氏は薩摩・大隅国などで活躍した島津氏の流れを

(二〇一二)に寄贈を受けている(4)。 末年に武田晴信の侵攻を受けて越後へ逃れ、天正十年(一五八二)に 大郎に認識されていた(3)。その後、本来の文書名である「島津家文書」 と改められ、平成二十一年(二〇〇九)に目録が刊行、平成二十四年 と改められ、平成二十一年(二〇〇九)に目録が刊行、平成二十四年 と改められ、平成二十一年(二〇〇九)に目録が刊行、平成二十四年 (二〇一二)に寄贈を受けている(4)。

由緒書が残されている。 ある。近世・近代文書は十三点で、島津氏歴代の法名を記した文書やある。中世文書の大半は上杉景勝との関連の中で発給されたもので「島津家文書」は全四十三点で、中世文書(寛永年間以前)は三十

にも、太田庄に着目した研究として、湯本軍一氏や福島金治氏・向山の相伝状況を分析し、後の研究者の基礎となる成果を残している。他挙げられる⑤。米山氏は鎌倉期島津氏による信濃国太田庄(長野市)おける島津氏と信濃国の関係性について述べた、米山一政氏の論考がおける場所と、島津氏に関する研究をまとめてみよう。まず、鎌倉期に

の関係、 に伴い維持が困難となる過程を明らかにしている。 勝貞氏の成果がある。 南北朝の金沢称名寺による太田庄支配が、 島津氏による地頭職を再検討している。。 湯本氏は、 古代の近衛家領有期や金沢称名寺と 高梨氏や島津氏の勢力伸長 向山氏は太田庄地 福島氏は、 鎌倉

頭職の変遷を確認している『。

これらの研究により、

中世前期の太田

研究や、 長沼島津氏についてまとめている。 庄を総体的に捉える中で、島津氏の動向も明らかにされている。 で島津氏について言及している『中野市誌』 体史の中に多くの成果が残されている。 郎氏執筆担当)や『上水内郡誌歴史篇』 島津氏の系譜関係について取り上げたものとしては、 中世後期の島津氏については、 『長野県史』、『豊野町誌』、 『戦国人名事典』 (片桐昭彦氏執筆担当)、 専論では発表されていないが、 『長野市誌』などが挙げられる®。 他には、 例えば、『長沼村史』(清水平 (米山一政氏執筆担当) 北信濃諸領主の動向の中 (湯本軍一氏執筆担当) 『武田氏家豆団 野田雄二氏の 自治 が

を中心に、 以上のような豊富な研究蓄積をもとに、当館収蔵の「島津家文書 島津氏について改めて確認してみたいと思う。 紙幅の関係から

名事典』

(鈴木将典氏執筆担当)

すべての中世文書を扱うことができない。そのため、 おける中世文書は【表1】を参照いただきたい なお、本稿では主に中世文書を中心に検討するが、 年までを本稿での主な検討対象としたい。また、「島津家文書」に 慶長六年(一六〇

【表	【表1】「島津家文書」の中世文書一覧									
	和暦	西暦	月	日	発給者	受給者	島津氏歴代	刊本	目録番号	備考
1	(永正10)	1513	7	24	島津貞忠	長尾為景	島津貞忠	県史151	No. 3 1	写
2	天正6	1578	霜	10	景勝	嶋津喜七郎	島津義忠	県史3819	No. 5	
3	天正10	1582	7	13	(景勝朱印)	嶋津淡路守	島津忠直	県史3830	No. 2 5	
4	天正10	1582	7	19	(景勝朱印)	嶋津淡路守	島津忠直	県史3822	No. 8	
5	天正10	1582	7		(景勝朱印)	嶋津淡路守	島津忠直	県史3831	No. 2 7	
6	天正10	1582	8	7	(景勝朱印)	嶋津淡路守	島津忠直	県史3820	No. 6	
7	(天正11)	1583	3	21	直山兼続・狩讃秀如(治)	嶋淡	島津忠直	市史2710	No. 2 O	写
8	(天正11)	1583	卯	4	か新彦伯(狩野秀治)	嶋左	島津義忠	県史3826	No. 1 O	
9	(天正11)	1583	卯	13	直山兼続・か新彦伯	嶋左	島津義忠	県史3825	No. 1 1	
10	(天正11)	1583	卯	20	か新彦伯(狩野秀治)	嶋左	島津義忠	県史3824	No. 1 2	
11	(天正11)	1583	卯	20	直山兼続・狩讃彦伯	嶋淡	島津忠直	県史3815	No. 1	
12	(天正11)	1583	4	20	忠直	左京亮	島津忠直・義忠	県史3827	No. 1 3	
13	(天正11)	1583	卯	21	直山兼続・狩讃彦伯	嶋左	島津義忠	県史3816	No. 2	
14	(天正11)	1583	卯	22	景勝	嶋津左京亮	島津義忠	県史3817	No. 3	
15	(天正11)	1583	卯	22	直山兼続	嶋左	島津義忠	県史3821	No. 7	
16	(天正11)	1583	卯	26	景勝	嶋津左京亮	島津義忠	県史3818	No. 4	
17	天正11	1583	9		(景勝朱印)	嶋津淡路守	島津忠直	県史3823	No. 9	
18	慶長6	1601	10	16	平林蔵人佑	嶋津下々斎	島津忠直		No. 2 6	
19			5	26	下々斎昔忠(忠直)	(岩井)勢三	島津忠直	県史3828	No. 1 4	
20			8	8	景勝	嶋津下々斎 外3名	島津忠直		No. 2 9	写
21			8	16	景勝	深澤刑部少輔			No. 2 1	写
22			8	21	景勝	嶋津玄蕃 外12名	島津利忠		No. 2 2	
23					(直江兼続)			県史3829	No. 1 5	
24	(慶長20)	1615	2	11	千手堂尊信	嶋 玄蕃	島津利忠		No. 1 6	
25	(慶長20)	1615	6	26	(水野猪右衛門)重勝	嶋津玄蕃	島津利忠		No. 1 9	
26	(慶長20)	1615	7	24	(水野猪右衛門)重勝	嶋津玄蕃頭	島津利忠		No. 1 7	
27	(慶長20)	1615	7	24	(水野猪右衛門)重勝	嶋津玄蕃頭	島津利忠		No. 1 8	
28	(慶長20)	1615	8	24	景勝内嶋津玄蕃頭利忠	田邊八左衛門	島津利忠		No. 2 3	写
29	(慶長20)	1615	8	25	田邊八左衛門長常	嶋津玄蕃	島津利忠		No. 2 4	
30			6	13	嶋津玄蕃頭	竹俣三河守 他1名	島津利忠		No. 2 8	

※県史・・・『新潟県史』、市史・・・『上越市史』

## 一、「島津家文書」からみる島津氏の動向

### (1) 天正期以前の島津氏

それでは島津氏の由緒書を基に、その動向を確認してみよう。

【史料1】〔嶋津家由緒書〕(島津家文書10四〇)

嶋津豊後守忠久二十代後胤

若名孫六郎又周防守

嶋津兵庫頭長忠

若名喜七郎後下々斎

同淡路守忠直

昔忠ト改

同左京亮義忠

若名清蔵

同 玄蕃頭利忠

右者数代、信州水内郡之内太田庄長沼之城主、天文年中、越州大

主上杉謙信江頼戦功、属麾下候節、

医 下野守

関 越前守

駒沢山城守

原 大和守

市川梅林斎

嶋津常陸守

右六人之者は與力ニ罷成、其外信州葛山二十一騎ノ者預り、

長沼

致城主候

(中略)

当代

当時中老職 嶋津左京知忠

嫡子 同喜七郎

紋所之儀者、輪ノ内ニ十文字、代々相用来候、

、先年祖父代、薩州之太守従嶋津家御問合之節茂、先祖由緒委細

申遣置候、

戌十一月

「天明八年 戌」

【史料1】は、史料末尾の付箋に「天明八年戌」とあることから、天

明八年(一七八八)の成立とわかる。

まれでは、内容を確認してみよう。まず、冒頭部分には「嶋津豊後をだきたい。 まれ、文治二年(一一八六)一月十八日に信濃国塩田庄の地頭職、承久の末裔と自認していたことがわかる。島津忠久は島津氏の初代と言われ、文治二年(一一八六)一月十八日に信濃国塩田庄の地頭職、承久三年(一二二一)五月八日に信濃国太田庄の地頭職、承久正年(一二二一)五月八日に信濃国太田庄の地頭職、承久には「嶋津豊後では、内容を確認してみよう。まず、冒頭部分には「嶋津豊後

ることはなかったようである。 衆久の死後は、「島津大夫判官宗久跡代官」と「高相論が発生する。 宗久の死後は、「島津大夫判官宗久跡代官」と「高南北朝期には、太田庄内大倉郷に関する、島津宗久と金沢称名寺の

嘉慶元年(一三八七)には、「長沼太良」が確認される⑫。この人

米沢藩上杉家家中「島津家文書」について―当館収蔵の埼玉県外関係文書の紹介―(中村)

久跡代官」と「長沼太良」は同一人物、もしくは同じ一族であろう。としていたと推測される。また、時期的に先ほどの「島津大夫判官宗氏の一族と考えられ、この時点で島津氏が信濃国太田庄長沼郷を拠点物はその後の島津歴代に「太郎」を名乗る人物が確認されるため島津

動員には従っていたのである。 立こまでの島津氏は、太田庄に勢力を浸透させ、守護小笠原氏に抵 動員には従っていたのである。 ここまでの島津氏は、太田庄に勢力を浸透させ、守護小笠原氏の下に参 が享十二年(一四四〇)の結城合戦の際には、守護小笠原氏の下に参 が享十二年(一四四〇)の結城合戦の際には、守護小笠原氏の下に参 が立るとがうかがえる。しかし、

そのため、長沼島津氏は「忠」を通字としていたのである。出たのである。一方で、長沼郷を拠点とした長沼島津氏には、「島津道のため、赤沼島津氏は「常陸介」を代々名乗り、「国」を通字としての一族には、「島津常陸介忠国」・「常陸介朝国」が確認される。そのため、長沼島津氏は、常陸介忠国」・「常陸介朝国」が確認される。そのため、長沼島津氏は、赤沼郷を拠点とした赤沼島津氏が確認できる。

十六世紀に入ると、隣国の越後守護代長尾為景が、守護上杉房能を

与えていた。それでは、越後国との関わりを示す史料を見てみよう。ると、島津氏など北信濃の領主もその影響を受けることになる⑤。と、島津氏など北信濃の領主もその影響を受けることになる⑥。自害に追い込み、新守護上杉定実を擁立するという出来事が起こる。

## 【史料2】島津貞忠書状写(島津家文書№三一)

聞候間、 書爰許之様体具申候間、 ん間 电 前ニ御尋畏入候、 就爰元之時宜、 遊行事可被急候歟、 此方へ無其聞得候、 指事有間敷候かと存候、可有御心安候、 中野へ旁追懸、 中野ニ相残候者共、 へ可被仰付候、 其聞得候間、 返々、今度者、 何も若輩候間、 心簡要候、 当国其御国迄、 不誠存候、 涯分可申付候間、 数多捕取、 一或者生取、又者からめられ候由申候、 雖然、 急候間、 別而栗田方懸より戦被繗候なとゝハ、今日只今迄 村上・香坂領中候於号小嶋田地、 時宜無心元存候処ニ、中野家中ニ繗子細なとゝ風 色々不思議成綴之由申候、 委者不存候、何様御意透、 菅名大炊助致武略、 甲斐〈敷致計儀得問敷候問 露色候処、 雖然、渡堅申付候処、去廿二日煎彼牢人衆被官 但彼地之事ハ、 無面目申事候へ共、 早々及御報候、 今朝関川方迄進物飛脚候キ、 両人はり付ニかけ候、 別条有間敷候、 ○無南口通路失利、 仏在所候間、 非無沙汰候、 夜交・小嶋之被官山々ゟさ 河西通路之事者、愚老候 当国衆我々を始として 河東之事、 彼方へ可申越候、 御進退何篇ニも御用 是無比類候 中野牢人衆も、 中野牢人相集之 可被御心安候 散々二罷也候間 今分ニ候ハ、 弥須田・綿内 然処ニ、 御同 有 先

嶋津

七月廿四日 貞忠

長尾殿

御報

方の上条定憲が「信州御方中」に出陣を命じている②。津貞忠が対立するという情勢であった②。さらに同年六月には、定実これ以前の北信濃は、同年四月に高梨政盛が死去し、高梨澄頼と島

たとは考え難いとしている<sup>(2)</sup>。 これらを受けて、湯本軍一氏は【史料2】の騒動を、越後における による対立として捉えている。また、長谷川伸氏は、この出来事 様による対立として捉えている。また、長谷川伸氏は、この出来事 をもって為景が貞忠に恭順を誓わせたとする。つまり、湯本氏・長谷川 氏は、為景と貞忠が対立関係にあるとの前提に、【史料2】を捉えて いるのである。一方で前嶋敏氏は、永正十年に両者が対立関係にあっ にとは考え難いとしている<sup>(2)</sup>。

> らには で再考する必要があるだろう。 題を単純に一連したものとみなすことは、 ると、貞忠自身は認識していたと解釈できる。 玉 思われる。また、「当国其御国迄、色々不思議成」とあるから、 とを述べており、対立関係とは思えないとする前嶋氏の見解が妥当と 間敷候」と為景に対して「当国衆」が団結して対抗する意思がないこ ら、彼は北信濃衆の中でも一つ抜きんでた勢力だったのであろう。 報収集を急いでいることがわかる。これを貞忠に依頼していることか (信濃)」での抗争と「其御国 【史料2】を見ると「就爰元之時宜、急候間」と為景が北信濃の情 「当国衆我々を始として、 何も若輩候間、 (越後)」での抗争は別の問題であ 他の史料など精査したうえ したがって、 甲斐〈敷致計儀得 両国の問 さ

期で、両者は一時的に対立関係となったのだろう。て為景と和議を結んでいることから『、【史料2】以降のどこかの時その後、永正十六年(一五一九)には、貞忠が弟の元忠を使者とし

文と極力同じように作成していたことがうかがえる╚ されているが、 推測できる。また、正文では追而書が宛先の 至って、「上杉家文書」所収の正文を基に【史料2】が筆写されたと れている箇所もある。例えば、 される等の差異が確認できる。 2】では所々に助詞の「ニ」が補われており、「まて」が「迄」に直 先述の通りである。そこで両方の文言の差異を確認してみたい。【史料 「はり付」に直されている部分が挙げられる。このことから、 さて、【史料2】は写しであり、正文が「上杉家文書」にあることは 【史料2】も似せるように記載していることから、 しかし、正文の明らかな誤りが訂正さ 「飛官」が 「被官」に、「はつ付」が 「長尾殿」 の周囲に記載 後年に 正

形態である【史料2】も、近世に作成された可能性がある。 それでは、【史料2】はいつ筆写されたのであろうか。【史料2】の それでは、【史料2】はいつ筆写されたのであろうか。【史料2】の それでは、【史料2】はいつ筆写されたのであろうか。【史料2】の とれでは、【史料2】はいつ筆写されたのであろうか。【史料2】の とれでは、【史料2】はいつ筆写されたのであろうか。【史料2】の とれでは、【史料2】も、近世に作成されたのであろうか。【史料2】の とれでは、【史料2】も、近世に作成された可能性がある。

談』などの軍記物を参考にしたのではなかろうか。

・その後の島津氏は、【史料1】によると、島津長忠・忠直・義忠・その後の島津氏は、【史料1】によると、島津長忠・忠直・義忠・との後の島津氏は、【史料1】によると、島津長忠・忠直・義忠・

のことである。それでは、天正年間の島津氏の動向を見ていこう。沼城主となったことが記載されている。これらは、いずれも天正十年、上野1】では、「右六人」の与力と「葛山二十一騎」を預かり、長

### (2) 天正年間の島津氏

ある上杉家との関連が深かったことがうかがえる。 天正年間に関する史料は「島津家文書」に十六点あり、発給主体で

天正六年(一五七八)、越後国では上杉景勝と上杉景虎が上杉謙信の

市)を軍功として与えられている(№五)。氏では喜七郎義忠が景勝方として活動し、「村岡之地」(新潟県上越跡目をめぐり抗争を開始する(「御館の乱」)。この乱に関して、島津

長沼城に入城したと思われの、その後北信四郡の支配を開始する。奪戦が始まる(「天正壬午の乱」)。上杉景勝は同年六月二十四日にはが撤退した信濃をめぐって上杉氏・北条氏・徳川氏による三つ巴の争天正十年(一五八二)、本能寺の変で織田信長が急死した後、織田軍

利を与えられ(NA八)、長沼城の掟が定められた(NA二七)。 同月十九日には、景勝から兵糧を長沼城に運ぶため人脚を徴収する権た(NA二五)。加えて忠直は「河北郡司」の職掌を与えられている (MA)の (MA)の

の史料を確認してみよう。 それでは「河北郡司」とはどのような職掌だったのであろうか。次

## 【史料3】上杉景勝朱印状(№二七)

Ė

- 一、城中江不案内者出入、堅可令停止之事、
- 一、屏道具鑿木、如信玄・勝頼時之可為切事
- へ相届、急度可申付候、其上も地頭何歟ヲ於申者、以交名註進速可一、要害普請之時、或郡司不入、或号何悴被官、於令難渋者、其地頭

令糺明事、

儘之族於有之者、荷物其人相留可及註進事、付、伝馬宿送朱印見届可相調候、是も自然仮膝下之者共之権、我

以上

天正十年

(朱印) 七月 日

嶋津淡路守殿

氏は、 役、 所の管理を実施する代官、 る軍事指揮権、 池上氏は河北郡司の管轄領域が海津城主・郡司の管轄域から除かれて 務が普請役や伝馬・宿送りなどの公事・夫役の徴収であったとする図 ことにより、景勝による北信支配の新体制が始まったとする③。平山 いることを指摘した。また、 いること、武田氏支配時代の郡司制度や基本方式を上杉氏も継承して な指摘を行っている。小山氏は河北郡司の管轄領域や、 権限を持っていたとする図。 ⑤同心衆の跡職、 【史料3】に関しては、 「河北郡司」とは「郡代」を指し⒀、 ②棟別・普請役等の公事賦課・徴収権、 闕所地の処分、 ④在城衆の訴訟等を上杉氏に上申する取次 小山丈夫氏・池上裕子氏・平山優氏が重要 同日に海津城将の春日信達が暗殺された ⑥城領、 ①該当地域の武士に対す 城林の管理、など幅広 ③上杉氏御料 郡司の主な職

【史料3】の内容を四つに大別すると、①城中への不審者の出入りを禁止すること、②武田氏支配期と同様に竹木を伐採すること、③城部語を行う際、郡司不入や誰かの家臣と言って逃れようとするものがは名前を注進すること、④伝馬・宿送は景勝の朱印状を持つかどうかは名前を注進すること、④伝馬・宿送は景勝の朱印状を持つかどうかは名前を注進すること、④伝馬・宿送は景勝の朱印状を持つかどうかに表前を注述すること、②成の大学に対している。

直属して行政権を執行する権限を有していたのである。 申すときは、「交名」をもって「註進」し、「速可令糺明事」とある。 頭」の管轄下にあったことがわかる。続けて、 必ず「可申付」とある。つまり、城の普請を命じられる人々は、 という解釈になろう。このような者がいたら、 不入を理由に拒否する者や、誰々の被官と申して命令に従わない者 号何悴被官、 「交名」を作成するのは忠直で、景勝に対して「註進」するのだから、 「河北郡司」の忠直は管轄内の地頭を基本単位として統制し、 ここでは、 ③に注目してみよう。 於令難渋者」とある。これは、 「要害普請之時、 長沼城普請の際に、 「地頭」が「何歟」を 「其地頭」に「相届」、 或郡司不入、或 景勝に 地地 郡

れに関する史料を確認してみよう。 た更級郡虚空蔵山(上田市)へ進出して衝突、 料1 の 日山在府のまま忠直抱えとすることで解決した。このことが、 相論が発生する。この相論は、翌年二月に兼続によって、 景勝により定書が発給された⒀。しかし、葛山衆はこれを不服として 江兼続から葛山衆を忠直配下の同心とするよう命令が下り、 を長沼領とし、給人を抱えるよう指示している (M:六)。七日には直 翌年の天正十一年(一五八三)三月、真田氏は上杉氏の支配下にあっ 同年八月、景勝は忠直に対して、更級郡上日賀野内 「信州葛山二十一騎ノ者預り」という文言に表現されている。 上杉方は敗北した。 (長野市) 葛山衆を春 翌日には の地

【史料4】直江兼続・狩野彦伯連署状写(№二〇)

是非次第候、然者、駒澤主税助討死、其時之有様承、 御当代之御は如御注進者、真田向虚空蔵相働之処、味方中備しとけなく敗軍、不及

恐々謹言 之由候間、 兼々之以分別御用ニ被立候間、 儀感淚流候、 其首尾相たかハす、 うし忝存詰、 重 一度一 順 御耳立候へハ、 貴所御分別次第代職之儀ヲ被仰越、 一身之以討死ヲ数百人を相たすけ候事、 命ヲ御用ニ可立之由、 無是非候、老父其外兄弟衆かつ~~有 別而不使之由、 連々被申之旨人々申候キ、 御諚候、 涯分可遂披露候 扨彼仁事者: 誠有間敷

### 狩讚

三月廿 日 秀如 在判

直 Ш

兼続 在判

嶋淡

御報

税助は忠直の同心であり、 の一命を懸けた活躍により、 任され、 【史料4】は天正十一年に比定されている。この合戦は駒沢主税助 忠直を介して戦功が賞されているい。 主税助の跡職を「分別次第」として忠直が 壊滅的な打撃を免れたことがわかる。 主

とは駒沢主税助の子孫であろう。 沢与兵衛」の所持とあり、写しのみが確認されている®。駒沢与兵衛 越市史』によると、『景勝公諸士来書十九』所収、『御書集成』では「駒 おかしくはない。それでは、正文はどこに伝来したのだろうか。 は 元禄年間には、 「嶋淡」=忠直であるから、「島津家文書」 に正文が伝来していても 「島津家文書」 に所収される【史料4】 は写しである。 しかし、 【史料4】の正文は駒沢氏に伝来していたのである。 つまり、 『御書集成』が作成された 宛先

> 駒沢氏の子孫が【史料4】の正文を所有していたのであろう。 緒に渡されたと考えられる。そのため、御書集成が作成された段階で、 其外兄弟衆」であるから、 の功績を称えており、忠直が「披露」する相手は駒沢主税助の さらに、 同年四月には真田氏が海士淵(上田市)に城を築き、上杉方の虚空 【史料4】は忠直に宛てられてはいるが、 【史料4】の正文も駒沢一族への披露と一 内容は駒沢主税助 「老父

蔵山城 (上田市) に対峙することとなった。

### 【史料5】狩野彦伯書状(№一○)

€ √ にもしつかに候、 との御そなへあしくなきやうニ、御心へかんようニ候、 申候者、ひとりかうミやうたてなされ候ハて、人々ニ御いけん、たい 随分の衆御こし候間、 きはたらき候ても、其方そこもと御座候間、 御切書畏入候、 そき候間、 御返事をハとり進し不申候、 まつとの地ニ御座候由、 可御心安候、 一たんこゝろやすく御座候、 御らうふさまへの書中とゝけ可 御大儀申計なく候、 恐々謹言 あんと申候、このたひ もしてきはたらき しなの口 たとひて

か新

卯月四日 彦伯 (花押)

嶋左

参御報

これは伝来していない。 れ以前に、義忠から彦伯に対して「切書」が送られたようであるが (史料5) は、 島津義忠に宛てられた狩野彦伯の書状である『。こ 義忠は「まつと」という場所に在陣していたよ

されていたのであろう。【史料5】では、目立った戦況は確認できない 安定的であったのだろう。 つまり忠直のことであり、 また、 彦伯は義忠が多勢を率いて在陣していれば安心であると述べて 「しなの口はいかにもしつか」とあるから、 彦伯から長沼城にいる忠直への書状が発給 その次の「御らうふさま」とは義忠の老父 信越国境は

うで、

【史料6】直江兼続・狩野彦伯連署状(№十一)

約十日後には大きく状況が変化していく。

られ尤二候、 ものニハ、わる口を申さるへきよし、 らいしゆへ、かくのことくおほせいたしニ候、御かせきのほと見可申 此 心へ候て、 れ候、へつしてきしよいしゆをあそはされ、つかわされ候間、その御 四くんのかたく~、こと~~くこくうさうへうちつき、おつはらふへ な~~のかせぎをミとゝけ候へとの かいつよりちうしんのふんハ、さなたあまかふちとりたて候よし候! んよふニ候、 御書をこくうさうへ御もち候て、こくうさうニて、みなく一のさふ おほせいたし候、しかれハ、きしよけんしニ おほせつけら みなく~かせきのほと、たしかニ御ミとゝけかんよふニ候 御書をさふらいしゆへミせ可申よし御意候、少々のめし候 そこもと地の衆、こと~~くめしつれられ尤二候、恐々 其方へさきことばへられ候てハ、しかるへからす候、ミ 御意ニ候、 御意候、へつして御ねんを入 其御心へよくくか

か讃

卯月十三日 彦伯 (花押)

直山

兼続

嶋 左

参

勝書状は、正文、写し共に「島津家文書」に伝来していない。 勝書状を指しており③、【史料6】は副状となる。 直江兼続の連署書状である。史料中の「御書」とは、 【史料6】は天正十一年に比定される、島津義忠宛ての狩野彦伯 なお、 同日付の上杉景 同日付の景

の役割とも符合するように思う。 られるのではなかろうか。この解釈であれば、「検使」としての義忠 る者」に対して「悪口 杉氏の影響下にあった地域に残る方言となる。このことから、 県・新潟県・佐渡・長野県下水内郡・福島県会津であるᆗ。つまり、上 で「怠けること・怠け者」の意味がある。使われている地域は、 ふらいしゆ(侍衆)」に見せることが許可され、 んし(検使)」を仰せ付けられている。さらには、 川中島四郡の北信濃諸士に「追払」を命じる。その中で、義忠は「け を築いたと、海津城から景勝のもとへ注進があった。そこで景勝は、 料6】によると、真田氏が上杉氏の拠点である虚空蔵山城の近くに城 この「少々のめし候もの」の解釈が難しいが、 【史料6】の内容は片桐氏の成果を基に簡潔にまとめてみたい⑶。【史 わる口を申さるへき」ことも許可されている。 (悪態をつくこと)」を許可している、 「のめし」とは方言 「少々のめし候もの 【史料6】を「さ 群馬

村 同月十九日、 で義忠の軍勢と衝突する(「麻績合戦」)。その結果、 小笠原氏が上杉領への侵出を図り、 筑摩郡麻績 「其表之人 (麻績

して書状を発給している。 彦伯の連署で感状が発給された(M一)。また、彦伯は同日に義忠に対数」を率いた義忠の活躍により上杉方が勝利し、忠直のもとに兼続・

### 【史料7】狩野彦伯書状(10十二)

たゝ御帰陣、懸御目候者可申述候、恐々謹言、 とに岩民御たんかうあつて、別而ものこと御ねんを入られ候よし、一 とに岩民御たんかうあつて、別而ものこと御ねんを入られ候よし、一とに岩民御たんかうあつて、別而ものこと御ねんを入られ候よし、一 一筆申入候、てきいまニをつニ在陣のよし、御心つくし御くちふ、こ 一筆申入候、てきいまニをつニ在陣のよし、御心つくし御くちふ、こ

### か新

卯月廿日 彦伯 (花押)

嶋左

参御陣所

切)」(新潟県妙高市)まで遣いにやってきているのであろう。また、るものである。「てき(小笠原方)」は「をつ」という場所に在陣し、「御らうふ御文しんせらるへく候」とあるが、これは同日付の義忠宛の忠直書状を指すと考えられる(宮十三)。その次の文は、「御」が多の忠直書状を指すと考えられる(宮十三)。その次の文は、「御」が多の忠直書状を指すと考えられる(宮十三)。その次の文は、「御」が多の忠直書状を指すと考えられる(宮十三)。その次の文は、「御」が多いの、所積合戦」に関連するものである。「てき(小笠原方)」は「をつ」という場所に在陣し、

の段階と変わらず平穏な様子がうかがえる。「信州口・下口」は「いかにもしつか」であり、信越国境は【史料5】

なっていたことがうかがえる。次の史料を見てみよう。しかし、虚空蔵山城の周辺を取り巻く状況は信越国境とはまるで異

## 【史料8】直江兼続・狩野彦伯連署状(No二)

間ニ御使可被遣候、 握汗候処ニ、 覧詰仰出 頸之注文参着、 今般諸軍為御検使被 御書御分躰等人々羨申候キ、自然、 如此之御仕合、 其国計之非一功、万方之覚大慶満足不過之候、 此旨先々御届尤候、恐々謹言 仰付処、 御冥感不浅次第候、 別而御肝煎故、 各勇被申、 各稼之衆へ明々日之 御書無詮候而与存 一戦大利

### 狩讃

卯月廿一日 秀如(花押)

直山

兼続(花押)

嶋左

御報

翌二十二日にも、義忠宛の景勝書状(№三)と義忠宛の兼続書状(№であろう。また、「御書」とは同日付の義忠宛の景勝書状を指す。であろう。また、「御書」とは同日付の義忠が「検使」を命じられているであろう。また、「御書」とは同日付の義忠が「検使」を命じられているであろう。また、「御書」とは同日付の義忠が「検使」を命じられているであろう。また、「御書」とは同日付の義忠宛の景勝書状を指す。

り、義忠は戦功を挙げた者を言上するように指示が出されている。広善被 仰届候」(№七)と共通点があることから、関連する史料であ七)が確認される。両方とも、「以広居善右衛門尉申届候」(№三)、「以

尻新町」の「郡司不入諸役可為皆免」が忠直に伝えられた(№九)。を引き連れ向かうよう指示されている(№四)。さらに、同年九月、「野へ在陣するように伝えてあるので、「横目 (検使)」として「其地之者」同月二十六日には、景勝から義忠に対して、「四郡之衆」に「虚空蔵」

天正十一年における上杉氏の信濃支配は、景勝自身の信濃出馬もあり、大量の文書が短期間のうちにに見受けられる。しかし、越後国内り、大量の文書が短期間のうちにに見受けられる。しかし、越後国内とが、一様に急速に低下することを指摘しているが(4)、「島津家文書」においても、同様の傾向がうかがえる。

### (3) 慶長年間

略記して、巻数を記す。杉家御年譜』(原書房、一九八八年)を用いる際には、「御年譜」とわりにしたい。なお、これ以降の文中で、出典として米沢温故会編『上われでは、慶長年間の島津氏の動向について確認して、この章を終

勢三(利忠)を迎えて名跡を継がせている(№十四)。年四月に義忠が早世したため、翌年四月に義忠娘の婿に岩井信能の子須賀川市)七○○○石を与えられた(「御年譜」二十四)。しかし、同慶長三年(一五九八)、上杉氏の会津国替に伴って、長沼城(福島県

陸奥国信夫郡の約二三三三石に変更された。六)。これによると、「本高七千石」の内、三分の一は出羽国長井郡・封を命じられると(「御年譜」三)、島津家の知行割も変更された(№二慶長六年(一六○○)八月、上杉氏が出羽国米沢・陸奥国福島に転

戦功を挙げ、米沢藩内での政治的地位を獲得していったのである。ような目まぐるしく状況が進展する時期において、利忠は大阪の陣で主君の上杉家も越後から会津、米沢へと領地替えを命じられる。この慶長年間には、「忠直→義忠→利忠」と家督が変遷するのと同時に、

## 二、近世における「島津家文書」の伝来過程

て、近世史料を用いて確認してみたいと思う。中の島津家の中でどのように伝来され、現在に残されているかについ中の島津家の中でどのように伝来され、現在に残されているかについ本章では、「島津家文書」に伝来した中世文書が、米沢藩上杉家家

をご覧いただきたい。(№三四)が存在する。そこで、この二点の史料を比較した【表2】留」(№三五)の他にも、享和二年(一八〇二)の「嶋津家御所之留」ところで、矢田氏が検討の素材とされた元禄五年の「嶋津家御所之

書差出は中世文書の一部を提出したにすぎないのである。四点は、享和二年「嶋津家御所之留」(№三四)と共通していることがわかる。しかし、享和二年「嶋津家御所之留」(№三四)と共通していることが四点は、享和二年「嶋津家御所之留」(№三四)と共通していることが四点は、京和二年「嶋津家御所之留」(№三五)に記載のある十二の表から、元禄五年「嶋津家御所之留」(№三五)に記載のある十二の表から、元禄五年「嶋津家御所之留」(№三五)に記載のある十二の表から、元禄五年「嶋津家御所之留」(№三五)に記載のある十

の中世文書に関する記載をまとめたのが【表3】である。享和二年段階で島津氏が所持していた文書が記されている。「入日記」されたと考えられる「入日記」(№四三)が確認される。この史料には、さらに、同年には享和二年「嶋津家御所之留」(№三四)を基に作成

享和二年の段階で、島津家に伝来した文書は、すでに紛失が確認されている二点と、『景勝公御書六』に写しが伝わる一点(天正十一年れている二点と、『景勝公御書六』に写しが伝わる一点(天正十一年のため、この段階では写しが作成されている中世文書の写し(M二ろう。一方で、「島津家文書」に伝来している中世文書の写し(M二ろう。一方で、「島津家文書」に伝来した文書は、すでに紛失が確認さため「入日記」には記載されなかったのであろう。

格を持っていたのであろうか。例えば、「嶋津家代々法号・同居判鑑」ところで、「入日記」は「島津家文書」の中でどのような史料的性

度内容を改められたことがわかる。記」を基にして、代々家伝文書を点検・整理し、訂正があればその都干」を行い、「入日記之通引合謹改之」とある。このことから、「入日日」と「天保九年(一八三八)六月十八日」の二回、「御書御感状虫(№三九)の紙片には、島津教忠の時に「天保三年(一八三二)七月九

降に写しが作成されたと推測できよう。 いいのではなくて、天保九年の教忠による文書点検以別感状」の「虫払」をして「入日記」と引き合わせた所、「貞忠ヨリ為景公江御返答之写」(【史料2】)など「取合三通」が「入日記」の他別感状」の「虫払」をして「入日記」と引き合わせた所、「貞忠ヨリ為の他別ではなくて、天保九年の教忠による文書点検以をに確認されたことが記されている。これには、「慶応三年七月十九日」に「御書・が貼り付けられている。これには、「慶応三年七月十九日」に「御書・が貼り付けられている。これには、「慶応三年七月十九日」に「御書・が貼り付けられている。これには、「

このような、 料 断絶改易」を受けて蟄居している。その後、 があったのである。また、房忠と行忠の先代友忠の時に、「故アリ苗字 の島津氏から米沢藩家中の島津氏に、先祖の由緒について問い合わせ の兄弟のいずれかであろう。この兄弟いずれかが当主の時に、 房忠と行忠は兄弟と考えられるので、知忠から祖父の代というのはこ は「友忠―房忠―行忠―昌忠」である (「御年譜」二十四)。このうち、 先祖由緒委細申遣置候」とある。 のだろうか。このことを考察するために、 ·1】の知忠の時には中老の職に就いている (「御年譜」二十四) ⑸。 それでは、なぜこのような家伝文書の把握が行われるようになった 【史料1】には、「先年祖父代、薩州之太守従嶋津家御問合之節茂 家の存続の危機と、 薩摩藩島津氏との接触が、島津家の 【史料1】が作成された知忠の先代 【史料1】の内容に遡ろう 房忠の時に復帰して、【史 薩摩藩

### 【表2】元禄5年(№35)・享和2年(№34)「嶋津家御所之留」の比較

	元禄5年	享和2年	目録番号	刊本	所蔵・所収
従 景勝公嶋津左京亮江被成下 御感状之留	0	0		県史3835	上杉博物館
直江山城・狩野讃岐ゟ嶋津淡路江添状之留	0	0	No.1	県史3815	
右同人ゟ嶋津左京亮江添状之留	0	0	No.2	県史3816	
景勝公 6 嶋津左京亮へ被成下 御書之留 (3点)	0	0	No.3 • 4	市史2727	景勝公御書六
				市史1564	景勝公御書四
従 御同人様嶋津喜七郎へ被成下 御書之留(4点)	0		No.5	市史1576	景勝公御書三
				県史3832	上杉博物館
従 景勝公被成下嶋津淡路守 御朱印物ノ留	0	0	No.6	県史3820	
直江山城ゟ葛山乙名衆へ証文之留	0	0		市史2520	長野県立歴史館
右同人ゟ嶋津左京へ添状之留	0	0	No.7	県史3821	
景勝公ゟ嶋津淡路守江被成下 御朱印之御覚書ノ留	0	0		県史3833	上杉博物館
従 景勝公嶋津左京亮江被成下置 御書		0		県史3837	上杉博物館
嶋津淡路守江被下置 御朱印		0		県史3834	上杉博物館
嶋津淡路守江被下置 御朱印		0	No.8	県史3822	
嶋津淡路守江被下置 御朱印		0		県史3836	上杉博物館
嶋津淡路守江被下置 御朱印		0	No.9	県史3823	
直江山城守・狩野讃岐守ゟ嶋津左京亮江状		0	No.11	県史3825	
狩野所 ゟ 嶋津左京亮江之状		0	No.10	県史3826	
右同所ゟ同人江之状		0	No.12	県史3824	
忠直ゟ左京亮へ之状		0	No.13	県史3827	
岩井清蔵江嶋津下々斎名跡被仰付之時下々斎ゟ之状・御書出		0	No.14	県史3828	
嶋津下々斎江平林蔵人佑 <i>占</i>		0	No.26		
覚		0	No.15	県史3829	

※県史…『新潟県史』、市史…『上越市史』

### 【表3】「入日記」(№43)記載の中世文書

	天正6年5月24日	上杉博物館
景勝公 <i>ち</i> 淡路守昔忠	天正6年6月20日(紛失)	
江被成下 御書四通	天正6年7月9日(紛失)	
	天正6年霜月10日	No. 5
	天正10年7月13日	No. 2 5
	天正10年7月13日	上杉博物館
	天正10年7月13日	上杉博物館
御同所様ゟ同人江	天正10年7月 日	No. 2 7
被成下御朱印八通	天正10年7月19日	No. 8
	天正10年8月7日	No. 6
	天正10年10月25日	上杉博物館
	天正11年9月 日	No. 9
直江兼続・狩野彦伯 <i>店</i> 同人之書壱通	〔天正11年〕4月20日	No. 1
直江 <i>ら</i> 葛山江 書出壱通	天正10年8月7日	長野県立歴史館
	〔天正11年〕2月24日	上杉博物館
見喋ハた七六古美巾	4月13日	
景勝公 <i>6</i> 左京亮義忠 江被成下 御書五通	〔天正11年〕4月21日	上杉博物館
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	〔天正11年〕4月22日	No. 3
	〔天正11年〕4月26日	No. 4
	〔天正11年〕4月4日	No. 1 O
直江, <b>没</b> 既沃龄并	〔天正11年〕4月13日	No. 1 1
直江・狩野添翰并 假名文五通	〔天正11年〕4月20日	No. 1 2
	〔天正11年〕4月21日	No. 2
	〔天正11年〕4月22日	No. 7
昔忠 6 左京亮江之書一通	〔天正11年〕4月20日	No. 1 3

た 和二年七月、親忠は先代までの当主等の実名・法号・没年を書き記し 「由緒書」が作成される契機となったのではなかろうか。 その次の親忠の際には、家伝文書や由緒の把握が行われている。 「嶋津家代々法号・同居判鑑」を作成した(ハロ三九)。 その翌月には

享

「嶋津家御所之留」(M三四)が作成され、家伝文書を「入日記」(M四

五.

### 三)に書き記した。

記することが行われていたようである。 ことから、少なくとも敬忠のころまでは、先代の法号や没年などを追 に死去しているが、このことは「嶋津家代々法号・同居判鑑」(No三九) 把握を行っている(№四三・紙片)。敬忠は明治二十三年(一八九○) 居判鑑」(Ni三九)に加筆し、天保九年には「入日記」の記載通りに家 ではなく、「島津代々并庶子法号」(№三六) に記載されている。この 伝文書を確認している。さらに敬忠の時には、慶長三年に家伝文書の 親忠の二代後の当主教忠は、親忠の作成した「嶋津家代々法号・同

書の作成や家伝文書の把握に影響しているのだろう。 就いている(「御年譜」二十四)。このような高い政治的地位も、 る改革が行われており、 の時である。彼らが活動していた時期は、米沢藩内では上杉鷹山によ これらの家伝文書や系譜の把握が全盛期を迎えたのは、 知忠は中老、親忠は江戸家老・侍頭の重職に 知忠・親忠 由緒

編纂してくれたおかげで、 伝来過程を復元し、考察する機会を与えてくれているのである。 知忠・親忠の二代に渡って、家伝文書を整理し、先代までの記録を 「島津家文書」は今現在に至っても、 その

最後に戦国期島津氏の歴代を確認したい

ないが、ここで次に挙げる史料を確認してみたい。 「利忠」を挙げている。 【史料1】では、戦国期の島津氏として「長忠」・「忠直」・「義忠」・ 「長忠」については一次史料からは判然とし

【史料9】島津代々并庶子法号(№三九)

島津氏代々法名

天文五丙甲年十一月十日 昔忠祖父

臨阿弥陀仏 島津大隅守貞忠

慶長九年甲辰八月朔日

忠廣院殿嶋全扇大居士

同淡路守昔忠後

下々斎

想源院殿月心光誉居士 慶長三年戊戌年四月二廿九日 昔忠嫡子 同左京亮義忠

寛永十七庚辰年二月十六日 六十三歳

利忠院殿雪溪素白居士 同玄蕃利忠実

岩井備中守信能男

(後略)

るならば、貞忠の子、忠直の父となるだろう。 去しており、「昔忠(忠直)祖父」であることがわかる。 容から、【史料2】の発給者である貞忠は天文五年(一五三六)に死 に見える「長忠」は【史料9】に記載が無いが、歴代の中に位置づけ 【史料9】は、戦国期島津氏の法名・没年等が記されている。この内 【史料1】

は、 ~一五三六)が輩出されていることに影響しているだろう<sup>(6)</sup> 貞忠のみが「臨阿弥陀仏」と阿弥号を名乗っていることがわかる。これ 次にそれぞれの法名に注目してみよう。戦国期の島津氏歴代の中で、 貞忠と同時期の島津氏から、二十六代遊行上人の空達(一四八〇

それでは、

本稿で取り上げた戦国期の島津氏歴代をまとめたい。

ま

ず、 忠、 年間には岩井家から養子に入った利忠を確認できた。 年間以降には、 永正年間には貞忠、為景との和睦で使者として派遣された弟の元 同時期に遊行上人として活動する空達の三名が確認できた。天文 貞忠の子と思われる長忠、貞忠の孫忠直がおり、慶長

後の課題としたい。 島津家の政治的地位、 史で触れられることがあまりなかったが、利忠の動向は米沢藩内での 氏の動向について確認してきた。慶長年間の島津利忠はこれまで研究 でも重要であろう。 てを明確にし得なかった。また、江戸期島津氏の動向についても、今 これまで、雑駁ではあるが「島津家文書」を中心に、戦国期の島津 しかし、筆者の能力不足もあり、その動向のすべ および信濃出身藩士の政治的地位を考察する上

を迎え、 薩摩藩島津氏の接触を契機に、家の由緒を明確にする機運が高まった と推測した。 江戸時代における「島津家文書」の把握は、元禄年間の一時断絶と、 現在にも多くの中世文書が残されているのである。 由緒の作成と家伝文書の把握は知忠・親忠の代に最盛期

### 註

- (1) 埼玉県立文書館条例(条例第三八号)。
- (2) 埼玉県立文書館『要覧』 (第三四号、二〇一六年)。
- ③ 戦国人名辞典編集委員会編『戦国人名辞典』(吉川弘文館、二〇〇六年)で 越市史』と略記し文書番号を記す)では「石垣豊氏所蔵」など。 は「石垣文書」。『上越市史別編2上杉氏文書集二』(二〇〇四年、以下『上
- (4) 渡政和執筆担当「出羽国米沢藩上杉家家中 島津家文書」(埼玉県立文書館 -埼玉県立文書館収蔵文書目録第四八集 諸家文書目録Ⅷ」、二○○九年)。

- 立歴史館に確認されている。 と思われる史料は、当館収蔵のもの以外に、米沢市立上杉博物館や長野県 埼玉県立文書館『要覧』(第三一号、二○○九年)。この島津家に伝来した
- ⑤米山一政「島津氏の太田庄伝領関係について」(『信濃』(第二次)一九-五、二〇一一、一九四四~四五年)。 应
- ⑤湯本軍一「信濃国太田庄について」(『信濃』(第三次)一四一八)、 濃太田庄の諸問題」(『信濃』(第三次)一六―十一)。 同
- 九六年)。向山勝貞「信濃国太田庄地頭職の変遷」(『鹿児島史学十一、一九⑺福島金治「信濃国太田庄と金沢称名寺」(『信濃』(第三次)四八―九、一九
- ⑧『長沼村史』(一九七五年)、『長野県上水内郡誌』(一九七六年)、『中野市誌 年)、『豊野町誌2豊野町の歴史』(二〇〇〇年、以下『豊野町誌』と略記す 歴史編(前編)』(一九八一年)、『長野県史通史編第三巻中世二』(一九八七 市誌歴史編』と略記する)。 る)、『長野市誌第二巻歴史編原始・古代・中世』(二〇〇〇年、以下『長野
- 野田雄二「信濃の島津氏」(長野郷土史研究会機関紙『長野』第一二五号、 津泰忠」(前掲註⑶、『戦国人名辞典』)、鈴木将典執筆担当「島津貞忠」「島 家臣団人名辞典』東京堂出版、 津孫五郎」「島津泰忠」(柴辻俊六・平山優・黒田基樹・丸島和洋編『武田氏 八六一一、一九八六年)、片桐昭彦氏執筆担当「島津貞忠」「島津忠直」「島 二〇一五年)。
- (10)「島津家文書」(『信濃史料』巻三、五六六頁)など。
- (11)庫蔵「金沢文庫文書」(『長野市誌』一五三・一五六・一六一・一六二)。 年、以下『長野市史』と略記し文書番号を記す)一五五)。神奈川県立金沢文 「島津家文書」(『長野市誌』第十二巻 資料編 原始・古代・中世(二〇〇三
- (1)本間美術館蔵「市河文書」(『長野市誌』一八五)。(1)本間美術館蔵「市河文書」(『長野市誌』一七七)。
- 「海蔵院文書」(『長野市誌』一八四)。
- (15) (14) 長野県立博物館蔵「大塔物語」(『長野市誌』一八六)。 文書」(『長野市誌』一八七)。 本間美術館蔵
- 「笠系大成附録」(『信濃史料』巻八、一三七頁)。
- (17) (16) 「諏訪御符礼之古書」 (『長野市誌』二二七·二六一)。

- (18)「諏訪御符礼之古書」 (『長野市誌』二五三) 等。 八領の村々」 (前掲註8)、 『長野市誌歴史編』)。 井原今朝雄執筆担当「国
- (19)潟県史』資料編5 中世三 文書編Ⅲ (一九八四年、以下『新潟県史』と略記 平所蔵文書」(『長野市誌』二七四)。 し文書番号を記す)一三二四)。 「東寺光明講過去帳」等(『上越市史』五七五・五七六・五七七)。「斎藤秀 「越後文書宝翰集 中条氏文書」(『新
- (20)「上杉家文書」(『新潟県史』一五一)。前掲註(8)、 『長野市誌』。
- (21) 版 上杉氏年表 為景・謙信・景勝』(高志書院、二〇〇七年、長谷川伸執筆 「高梨系図」(『越佐史料』巻三―五四七頁)。池享・矢田俊文編『増補改訂
- (22)「伊達文書」(『新潟県史』三二一二)。
- (23) 前掲註(8)、 領上杉顕定が越後乱入した際には関東方、永正七年に為景が関東勢を追討 年)。前嶋氏は関連史料の年次比定を改める中で、貞忠は永正六年に関東管 嶋敏「越後永正の内乱と信濃」(『信濃』(第三次)六〇一一〇、二〇〇八 した際には為景方であったとしている。 『中野市誌歴史編 (前編)』。前掲註⑵、長谷川伸執筆担当。 前
- の上昇が、島津氏と為景の関係にも影響しているのではなかろうか。 た (『那智籠上』(『長野市誌』二七八))。このような高梨氏の政治的地位 勢力を伸ばし、永正十二年には連歌会を自邸で行うほどの勢力を持ってい 「上杉家文書」(『新潟県史』一六三)高梨氏は長尾能景・為景父子と結び
- ②正文の写真は『豊野町誌』一三○頁を参照いただきたい。
- (26)「覚上公御書集六」(『上越市史』二四二三)。
- (27)「石垣文書」(『新潟県史』三八三三)。
- (28)(『新潟県史』三八三四)。
- ②小山丈夫「戦国時代の太田荘」(『豊野町誌』二〇〇〇年)。
- (30)池上裕子「上杉氏の侵入」(『長野市誌』二〇〇〇年)。
- (31)域支配と「郡司」」(『戦国大名武田氏の権力構造』思文閣出版、二〇一一 から独立していたことが指摘されている(丸島和洋「戦国大名武田氏の領 「河北郡司」の権限は、同時期に川中島郡司に任命された村上景国の管轄 初出二〇〇七年))。
- ③平山優『天正壬午の乱 増補改訂版』 (戎光祥出版、二〇一五年)。

- (33)長野県立歴史館所蔵「直江兼続判物」(『上越市史』二五二〇)。 朱印物等之写」(『上越市史』二五二四)。 「葛山衆御
- (34)「葛山衆御朱印物等之写」(『上越市史』二六六九・二六七〇)。
- (35)片桐昭彦「上杉景勝の感状とその展開」(『戦国期発給文書の研究―印判 感状・制札と権力―』高志書院、二〇〇五年)。
- (36)「景勝公諸士来書十九」 (『上越市史』二七一〇)。
- (37)年(一五八〇) 三月に武田勝頼から「常陸介」の受領名をもらっており、「入 忠に比定できる。なお、『上越市史』では義忠に比定している。 日記」にある「景勝公ゟ左京亮義忠江被成下」の表現や、 『新潟県史』では、「嶋津左京亮」を泰忠に比定しているが、 泰忠は天正八 「御らうふさま」は義忠の父忠直を指すと考えられるから、「左京亮」は義 【史料5】中の
- (38)「景勝公御書六」(『上越市史』二七二七)。
- (39)前掲註(35)片桐論文。
- (40)『日本国語大辞典』(小学館、一九七五年)。
- (41) 「石垣文書」(『新潟県史』三八三五)。
- (43) (42) No. 二三・二四につい である。 143) No. 二三・二四につい 細目録―米沢藩関係古文書の中世史料―」『東京大学日本史学研究室紀要 M二三・二四については、東京大学文学部日本史学研究室寄託「石井進蒐集 第十六号、二〇一二年)。 史料」にも残されている(木下聡「日本史学研究室寄託の石井進蒐集史料
- (4) 矢田俊文「元禄四年の上杉家中諸家文書差上と「米沢藩御書集」」(『上越 市叢書6 上杉家御書集成 [ 二〇〇一年)。
- (45)元禄二年の友忠の代で苗字断絶・改易。元禄十五年の友忠嫡子房忠の代に 島津氏に復帰している。
- (46)第二一号、二〇一四年)。 総本山清浄光寺所蔵史料にみる東国武将と時衆」(『駒沢女子大学研究紀要 今井雅晴『一遍と中世の時宗』 (大蔵出版、二〇〇〇年)。皆川義孝「時宗